

生活保護における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の 使用原則化について

後発医薬品の普及については、医療財政の改善につながることから、国全体で取り組んでいます。更に取り組を進めるため、今般、法改正を行い、平成30年10月1日から、生活保護においては、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断した場合には、原則として、後発医薬品を使用していただくことになりました。

生活保護における後発医薬品に関する取組内容

- ・ 後発医薬品の成分や効能は、先発医薬品と同等であり、医療財政の健全化を図るため、行政や医療保険など国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいます。
- ・ 生活保護では、医師または歯科医師により後発医薬品の使用が可能であると判断された場合は、原則として後発医薬品が調剤されることとなりました。

生活保護を受けている方への調剤について

1. 生活保護を受けている方が、一般名処方又は後発医薬品への変更を不可としていない銘柄名処方の処方を持って、調剤を受けに来ましたら、「生活保護における後発医薬品に関する取組内容」を説明していただき、原則として後発医薬品を調剤するようお願いいたします。
2. 一般名処方又は後発医薬品への変更を不可としていない銘柄名処方の場合、例外として、先発医薬品を調剤できるのは、①在庫がない場合と②後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は先発医薬品の薬価と同額となっている場合です。
3. また、薬剤師の専門的な知見から先発医薬品を調剤する必要があると考えられた場合は、処方医に疑義照会を行い、医師の判断を確認した上で、調剤するようお願いいたします。ただし、処方医との連絡が取れず、やむを得ない場合は、福祉事務所へ確認いただき、先発医薬品を調剤することも可能です。

※初回調剤時に、休日や夜間等、福祉事務所にも連絡が取れない場合には、事後的に福祉事務所に報告することとして、先発医薬品を調剤することも可能です。

※こうした対応を行った場合は、速やかに(遅くとも次回受診時まで)、処方医に対し、調剤した薬剤の情報を提供するとともに、次回の処方内容について確認してください。

※今後は、単に患者の希望だけでは先発医薬品を調剤することはできなくなります。



福祉事務所連絡先（区役所窓口時間：平日 8:45～17:15）

担当課	郵便番号	所在地	電話番号
東灘区保健福祉部生活支援課	658-8570	東灘区住吉東町 5 丁目 1 番 1 号	841-4131（代）
灘区保健福祉部生活支援課	657-8570	灘区桜口町 4 丁目 2 番 1 号	843-7001（代）
中央区保健福祉部生活支援課	651-8570	中央区東町 115 番地	355-7511（代）
兵庫区保健福祉部生活支援課	652-8570	兵庫区荒田町 1 丁目 21 番 1 号	511-2111（代）
北区保健福祉部生活支援課	651-1195	北区鈴蘭台北町 1 丁目 9 番 1 号	593-1111（代）
北区北神区役所 保健福祉課保護係	651-1302	北区藤原台中町 1 丁目 2 番 1 号	981-5377（代）
長田区保健福祉部生活支援課	653-8570	長田区北町 3 丁目 4 番地の 3	579-2311（代）
須磨区保健福祉部生活支援課	654-8570	須磨区大黒町 4 丁目 1 番 1 号	731-4341（代）
須磨区北須磨支所 生活支援課	654-0154	須磨区中落合 2 丁目 2 番 6 号	793-1212（代）
垂水区保健福祉部生活支援課	655-8570	垂水区日向 1 丁目 5 番 1 号	708-5151（代）
西区保健福祉部生活支援課	651-2295	西区糀台 5 丁目 4 番 1 号	940-9501（代）